

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年6月7日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月7日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

まず、あしたの委員会の定例会の議題は4つです。

まず、1つ目が、基準地震動の審査ガイドの改正です。

これは2月24日の委員会でパブリックコメントにかけるということになってものがあります。基準地震動の審査ガイドを改正するということですが、中身は基準地震動を定めるに当たっての不確かさ、ばらつきと呼んでいましたけれども、その考慮に関する記載を明確化するということです。

議題の2つ目ですが、地層処分において考慮されるべき事項の検討の5回目、考慮事項の案です。

これは、前、4回目は、5月25日の委員会で考え方というのを示しましたけれども、それを改めて、正式な考慮すべき事項という役所としての文書の案の形にして諮るというものになります。

内容は、これまで示してきたとおり、断層と火山と浸食と鉱物資源の4項目です。分量は2ページぐらいのシンプルなものになります。了承されればパブリックコメントを行いまして、その後、決定ということになります。また、パブリックコメントの期間中に、委員会の場で経済産業省とNUMO（原子力発電環境整備機構）からの意見の聴取というのも行う予定としています。

議題の3つ目ですが、昨年度の検査実績を踏まえたガイド等の改正です。

これは毎年度、毎年度といっても今年で2年目ですが、新検査制度ができてから、検査実績を受けて検査のガイド類は都度改正していくということにしていたものの昨年度版ということになります。これは実務的なものなので、パブリックコメントなどは行いません。

議題の4つ目ですが、新規制基準における重大事故等対策の整理案という議題です。

分かりにくい議題でありますけれども、元々は1月19日の委員会で、1F事故の調査分析

について議題になったときに出た話題から派生したものです。

その1月19日の委員会では、水素対策を例にしまして、事故がかなり進展した後に起こる、そういういろいろな事象があるわけですが、それにどのように対応するのかという考え方を整理するよという宿題が出まして、それを受けて考え方の案を示すというものであります。

一言で言いますと、相当程度、具体的に想定できる事象には、直接その事象に対応できる対策を設けて、そうではないものについては、いろいろな事象に柔軟に対応できる能力を要求する、そういう考え方なのではないですかといったものを示すようです。

次に、(2)ですけれども、あしたは非公開の臨時会議もあります。

議題は3つでありまして、1つ目が、指定保障措置検査等実施機関の役員の選任ということで、これは保障措置の検査の実施機関ですけれども、指定されているのは公益財団法人核物質管理センターというところですが、その役員が任期切れになりますので、新しい役員の案が諮られて、選任を認可するというものになります。

2つ目が、女川の特重大事故等対処施設の審査方針ということで、これは前回、5月18日にもやりましたけれども、その2回目ということで、女川の特重の審査方針について議論をするということです。

3つ目は、核物質防護の要求水準の特定の在り方の検討のための調査結果、これも分かりにくいタイトルですが、核物質防護について、事業者規制要求をしているわけですが、それはどのように書くと、紛れなくはっきり特定できるかということについて調査をしましたので、その結果を報告するというものになります。

次に、3ページ目まで進みまして、6月13日の一番下、(8)核燃料施設等のほうの審査会合です。

議題は2つで、ともに日本原燃関係です。

1つ目の事業変更許可とありますのは、有毒ガス防護のバックフィットについてになります。

2つ目が、本体のほうの設工認でありまして、そちらのほうは、今後、事業者から申請の補正されることがある見込みですが、それに向けた作業の体制とかスケジュールなどが報告されるということのようです。

次が、最後、4ページ目に行きまして、6月13日の(9)ウラン加工事業者との意見交換会というものです。

これは、5月18日の委員会で話題になったものでありまして、三菱原子燃料の使用前事業者検査の不備という事案について議論した、それが5月18日の委員会議題ですが、その場で設工認の申請が広過ぎて、細かく書き過ぎているから、逆に検査範囲が広がってしまっていた議論があったので、加工事業者、3社4事業所に集まっていたいて、設工認申請の考え方について意見交換を行うということになります。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

あしたの議題の2なのですけれども、これは考慮事項案というものが委員会で基本的には決定されて、パブコメを1ヶ月やって、それから、経産大臣の意見等々を聞いて、最終的には、あしたの段階では。

○黒川総務課長 あしたは、案を了承してパブリックコメントにかけると。その後、経産省の意見というのは、文書で大臣のというよりは、委員会の現場に、経産省とNUMOの方に来ていただいて意見を聞くというのを、1ヶ月の間、どこかで議題を立ててやる予定。

その後、パブコメの結果も踏まえて最終的に決定をするというようなことになります。

○記者 経産省とNUMOは、一度に来ていただいて意見を聞くという感じですか。

○黒川総務課長 そこまではまだ決まっていないかもしれません。

○記者 いずれにせよ、パブコメを終えたら、今は了承で、1ヶ月後は決定ということになるのですか。

○黒川総務課長 はい。そういうことです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—